

(お知らせ)

令和3年8月6日
防衛省

小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)第6条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示しました。

一定の周知期間を経過した後、これらの対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されることとなります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要となります。

詳細は防衛省ホームページを御参照ください。

(参考)対象防衛関係施設として新たに指定される53施設・区域

(1) 自衛隊施設

- | | |
|---------------------|------------------|
| ・ 陸上自衛隊真駒内駐屯地 | ・ 航空自衛隊静浜基地 |
| ・ 陸上自衛隊東千歳駐屯地 | ・ 航空自衛隊岐阜基地 |
| ・ 陸上自衛隊青森駐屯地 | ・ 航空自衛隊防府北基地 |
| ・ 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 | ・ 航空自衛隊当別分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地 | ・ 航空自衛隊大湊分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊練馬駐屯地 | ・ 航空自衛隊加茂分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊守山駐屯地 | ・ 航空自衛隊大滝根山分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊明野駐屯地 | ・ 航空自衛隊佐渡分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊千僧駐屯地 | ・ 航空自衛隊輪島分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊海田市駐屯地 | ・ 航空自衛隊笠取山分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊善通寺駐屯地 | ・ 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊福岡駐屯地 | ・ 航空自衛隊見島分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊北熊本駐屯地 | ・ 航空自衛隊背振山分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊那覇駐屯地 | ・ 航空自衛隊海栗島分屯基地 |
| ・ 海上自衛隊下総航空基地 | ・ 航空自衛隊高畑山分屯基地 |
| ・ 海上自衛隊徳島航空基地 | ・ 航空自衛隊下甕島分屯基地 |
| ・ 海上自衛隊小月航空基地 | ・ 航空自衛隊沖永良部島分屯基地 |
| ・ 海上自衛隊硫黄島航空基地 | ・ 航空自衛隊与座岳分屯基地 |
| ・ 海上自衛隊南鳥島航空基地 | ・ 航空自衛隊宮古島分屯基地 |

(2) 在日米軍施設・区域

- ・ 横浜ノース・ドック
- ・ 富士営舎地区
- ・ 呉第六突堤
- ・ 板付飛行場
- ・ 佐世保ドライ・ドック地区
- ・ 佐世保弾薬補給所
- ・ 横瀬貯油所
- ・ 針尾島弾薬集積所
- ・ 辺野古弾薬庫
- ・ 嘉手納弾薬庫地区
- ・ 天願棧橋
- ・ キャンプ・コートニー
- ・ キャンプ・シールズ
- ・ ホワイト・ビーチ地区
- ・ 那覇港湾施設

陸上自衛隊明野駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	三重県伊勢市	小俣町明野五千五百九十三番地一
対象防衛関係施設の区域	三重県伊勢市	小俣町明野及び村松町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	三重県伊勢市	小俣町明野、西豊浜町及び村松町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

陸上自衛隊明野駐屯地周辺地域

(三重県伊勢市小俣町明野5593番地1)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



(施設名)	(所在地)	(管理者)	(問い合わせ先)
陸上自衛隊 明野駐屯地	三重県伊勢市小俣町 明野5593番地1	明野駐屯地司令	0596-37-0111

ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設その**周辺地域**（周囲約300m）
の上空における**ドローン**等の飛行は、
原則として**禁止**されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated **Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities** under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones, police officers, etc. may take necessary measures for security. The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

周囲おおむね300mの
地域の上空
(イエロー・ゾーン)

自衛隊施設／米軍施設の
敷地・区域の上空
(レッド・ゾーン)



約300m

ドローン使用禁止
NO DRONE ZONE



※ このほか、**航空法**上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、**国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります**。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご参照ください。

<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>



防衛省・警察庁・外務省・国土交通省